

当面のスローガン

- 差別事件の糾弾闘争を強化
- 全ての学校で同和教育実践を!
- 全自治体で同和行政を!



解放新聞社山口支局

〒753-0074 山口市中央1-5-3  
 TEL 083-923-2303  
 FAX 083-921-1919  
 ホームページ http://y-kaihou.jp  
 編集発行人 松岡 広昭

# 萩市結婚相談所が戸籍要求



## 通産省の「通達」違反 本籍 宗教 既往歴など明記

萩市が今年5月9日から庁舎内に開設した結婚相談所が、00年通産省(現・経済産業省)通達に反し「独身証明書」でなく、戸籍謄本の提出を求めている。

### 事件の概要

申請書も95年通産省の「基本的人権を侵害することのないよう万全の配慮を」という「行動指針」に反して、「本籍」「宗教」「既往歴」「身体上の障害」「家族構成・職業・続柄」「離婚理由(死別・生別)」まで記入させていた。

また、宇部市社会福祉協議会(社協)の結婚相談事業でも申込書・相談カードに、健康状態(既往歴)、離婚理由(死別・生別)、身体上の障害、前住所と転居理由まで書かせていたことも明らかになった。97年に厚生省と全国社会福祉協議会(全社協)が改善指導した項目にもかかわらず、宇部市社協は現在まで使用していた。

部落解放同盟山口県連合会と地元支部がこれらの差別性・問題点を指摘し、萩市と宇部市社協に対して改善を求めた。

今回、萩市の結婚相談所の問題では、戸籍謄本の提出、差別的「申込書」「紹介カード」記載など、結婚差別に直結し、差別を助長する可能性が高いものである。宇部市社協に対しても、97年に全社協から改善指導を受けたのに、なぜこのような違反項目で実施してきたのか。人権確立に向けて率先して取り組むべき公的機関が、なぜこうした問題を起こしたのか、その原因と背景を明らかにさせる必要がある。また、なぜ職員やマスコミもこの問題性に気づかなかつたのか。

今後、県連として真相糾明にとりくみ、萩市や宇部市、山口県に対して広範な糾弾闘争を展開していく。

別記第1号様式

結婚相談申込書

申込No.	ふりがな	生	年	月	日
氏名	男	昭和・平成	年	月	日
自己紹介					
本籍					
現住所					
連絡先	自宅	携帯			
	勤務先	メール			
最終学歴(最終学校名)					
勤務先(職業)	名称	職種			
	勤務地	転勤の有無			
	入社時期	月収			
身体状況	身長	cm	体重	kg	血液型
健康状態	健康・やや弱い・病弱 (既往症)				
身体上の障害					
宗教					
現在の住居	自家	借家	その他( )		
結婚の事情	初婚	再婚(死別・生別)			
	家族と同居	家族と別居	どちらでも良い		
結婚後の生活	共働き	する	しない	どちらでもよい	
	子供は	人ほしい			
性格					
趣味・資格・特技					
嗜好	酒	たばこ			
その他	特に入力したいこと				

萩市結婚相談所の「申込書」本籍や障害・宗教も記入

### 97年全社協の結婚相談事業の実態調査

- ①市区町村社会福祉協議会 3370ヶ所
- ②結婚相談所を実施している社協 462ヶ所
- ③申込書に本籍欄がある社協 282ヶ所
- ④宗教欄がある社協 158ヶ所
- ⑤離婚理由 135ヶ所

### 「独身証明書」の背景 厳しい結婚差別の現実

「独身証明書」発行の背景には、戸籍謄抄本による身元調査、結婚差別の実態から、部落解放同盟が、結婚差別の解消を目指し、国との交渉、関係行政機関に対する取り組みを重ねてきた結果「独身証明書」の発行にいたった。

通産省が00年5月10日「結婚情報サービス・結婚相談業者」に対して、基本的人権を侵害することのないよう、入会申込書の発行にいたった。

### 社協の結婚相談事業問題 この間の国の動き

95年に京都府内の社会福祉協議会の結婚相談所で、本籍記載・戸籍謄本提出など今回の萩市の問題と同様の事件があいついで起きた。

この糾弾闘争のなかで通産省が95年に結婚相談所の申込書や情報収集についての「行動指針」を出すなど、全国的な取り組みが始まった。

97年2月21日、全国社会福祉協議会(全社協)が社会福祉協議会の結婚相談事業についての内部調査を実施した。

- また「結婚相談カード記入事項参考例」として、基本的な6項目(①氏名②生年月日③現住所④本人の職業⑤趣味⑥自己PR)を提示している。

履歴書51%、戸籍謄本抄本33%、住民票23%という状況。

04年大阪府・大阪市の結婚相談所の実態調査では「結婚がまとまらなかつた要因」において、相手と同和地区出身であったからが9%、相手の家柄が8%、相手の家族に障害者がいるからが7%、相手の国籍・民族が5%、という結果が明らかになった。

結婚相談業務における市民の根強い結婚差別の実態を表している。

この改善指導の確認のために、98年1月20日に、全社協事務局長が市町村社協の結婚相談カード等の改善状況の報告を求めている。同時に厚生省からも各都道府県の社協主管課長、地域改善対策主管課長宛に「改善状況を確実に把握し」「十分に指導されたい」とされている。

- 調査票の主な項目は下記の通り。
- 1、本籍欄
  - 2、宗教欄
  - 3、家族の職業欄
  - 4、記入したくない項目は未記入でも可
  - 5、第3者への情報提供の事前了解

# 身体上の障害、離婚理由、既往歴、転居理由

## 宇部市社協も違反

### 全社協の指導改善にもかかわらず

#### 萩市結婚相談所は宇部市社協を参考

萩市との第1回確認会(5月19日)のなかで、萩市は宇部市社会福祉協議会の結婚相談事業を参考にしていたということが明らかにされた。

すぐに宇部市社協の結婚相談事業を調査すると、宇部市社協の「申込書」「結婚相談申込カード」は、97年厚生省通達(「6項目」基本)、98年全社協改

善指導を受けていたにもかかわらず、

「現住所(居住年数)」「前住所(転居理由)」「住居(自家・借家・借間・住込)」「最終学歴」「身体上の障害」「健康状態(既往症)」「結婚歴(初婚・再婚)」「離婚理由(死別・生別)」「容姿(身長・体重)」「収入」「同居家族・別居家族の性別・続柄・参考事項」などの項目がどうどうと掲載され、使用されている現実が明らかに

なっている。今後県連としては、①県・宇部市の結婚相談所における指導改善(97、98年)の実態を明らかにし、②なぜ宇部市社協がこの書類の問題性に気づかなかったのか、③いつからこの書類が使用されているのか、その提出した被害者の数の把握などの実態把握、④利用した市民がなぜ問題性に気づけなかったのか、等々明らかにしていく必要がある。

生年月日	年 月 日	男・女	住居	自家・借家・借間・住込
現住所	市内・県内・県外	結婚理由	初婚・再婚	
最終学校名		再婚の場合	死別・生別	
職業	職種 月収 万円 (A社B社 年)	家族の状況		
勤務先		結婚 年	参考事項	
体格	身長 cm 体重 kg			
健康状態	社会・普通・病弱 既婚歴 ( )			
身体上の障害				
結婚歴	既婚・別居・どちらでもない			
結婚後共働	希望する・しほらばい・しない			
子供				
何人位	男児 人・女児 人			
性格				
趣味				
嗜好				
特技				

宇部市社協の「結婚相談申込カード」これは登録者なら、誰でも閲覧できる。個人情報保護法に該当するセンシティブ情報でもある。

### 新たに見てきた課題

#### ①マスコミに対して

毎日新聞、山口新聞、中国新聞、西日本新聞などが、萩市結婚相談所の開設を取り上げている。

その時に、だれも戸籍提出、結婚相談カードの差別的な内容の問題性に気づけなかったのか。また中国新聞は「戸籍謄本提出」などと、そのまま掲載してたことの影響など、今後、議論しなければいけない。

#### ②厚生労働省に対して

97年、98年の全社協での改善の指導不足を追求。10年経過しているのに、もう一度実態把握と、差別情報収集の禁止の明確化を求める通達・指導を徹底させるように取り組む必要がある。

#### ③経済産業省に対して

現在作成中の「結婚相手紹介サービス業認証

制度に関するガイドライン(夏頃に発表予定)に、具体的に本籍地や差別につながるおそれのある情報収集を禁止する項目の例示を求める必要がある。

#### ④全社協に対して

全社協に対して、97年通達、98年の指導改善後の現在の実態把握・指導不足の責任を追究する必要がある。

#### なぜ問題なのか? その差別性

これまで幾多の就職差別や結婚差別でだけ続けたことか。死に至らなくても、多くの自殺未遂があり、さらに心に傷を負った例は山口県内でも枚挙にいとまがない。

#### なぜ結婚は別なのか

このまま採用のために否定されたものと同じものが、なんの躊躇もなく、公然と要求されている。逆に、統一応募用紙の主旨も、どれだけ理解されているか、差し量れるというものと、与えられた用紙を、空欄がないように埋めるのが当然とする意識は、埋められないのは何かやましいことでもあろうではないかという考えに直結している。

#### 自分のプライバシーを明らかにするかどうか

本人が決定すべきことであり、他人が口出しすることではない。今回の萩市や宇部市社協の結婚相談事業には、このような人権の視点や結婚差別の現実認識

#### 差別を生む相談カード

「釣書」という「しきたり」にみられるように、「家」と「家」との「釣り合い」をとることが地域社会で波風をたてずに生きていくことであり、そのため、本籍を書かせ「身元」を調べるのが当然視されてきた。それが「仲人的感覚」の正体。地域の秩序は、このようにして保たれてきた。この秩序のもとで部落差別は温存されてきた。本籍、転居理由、宗教、身体上の障害、既往歴、家族全員の職業や生年まで書かせることの「紹介カード」は、単なるプライバシーの問題ではなく、部落差別、民族差別など大きく人権を侵害するものである。

#### ⑤マイノリティとの連携した取り組み

今回の結婚相談所の問題は、部落出身者だけでなく、障がい者、在日外国人、女性差別、セクシャルマイノリティ、ハンセン病回復者・関係者、アイヌ民族、1人親家庭、婚外子、児童擁護施設で育った人など、多くのマイノリティにも関わる問題である。他の人権運動団体と、ともに取り組むことで、マイノリティの結婚差別問題の解決を目指すことが重要。

#### なぜ問題なのか? その差別性

「憲法24条」するはずの結婚にさいしては、公正な採用のために否定されたものと同じものが、なんの躊躇もなく、公然と要求されている。逆に、統一応募用紙の主旨も、どれだけ理解されているか、差し量れるというものと、与えられた用紙を、空欄がないように埋めるのが当然とする意識は、埋められないのは何かやましいことでもあろうではないかという考えに直結している。

#### 自分のプライバシーを明らかにするかどうか

本人が決定すべきことであり、他人が口出しすることではない。今回の萩市や宇部市社協の結婚相談事業には、このような人権の視点や結婚差別の現実認識

#### 差別を生む相談カード

「釣書」という「しきたり」にみられるように、「家」と「家」との「釣り合い」をとることが地域社会で波風をたてずに生きていくことであり、そのため、本籍を書かせ「身元」を調べるのが当然視されてきた。それが「仲人的感覚」の正体。地域の秩序は、このようにして保たれてきた。この秩序のもとで部落差別は温存されてきた。本籍、転居理由、宗教、身体上の障害、既往歴、家族全員の職業や生年まで書かせることの「紹介カード」は、単なるプライバシーの問題ではなく、部落差別、民族差別など大きく人権を侵害するものである。

#### ⑤マイノリティとの連携した取り組み

今回の結婚相談所の問題は、部落出身者だけでなく、障がい者、在日外国人、女性差別、セクシャルマイノリティ、ハンセン病回復者・関係者、アイヌ民族、1人親家庭、婚外子、児童擁護施設で育った人など、多くのマイノリティにも関わる問題である。他の人権運動団体と、ともに取り組むことで、マイノリティの結婚差別問題の解決を目指すことが重要。

#### ⑤マイノリティとの連携した取り組み

今回の結婚相談所の問題は、部落出身者だけでなく、障がい者、在日外国人、女性差別、セクシャルマイノリティ、ハンセン病回復者・関係者、アイヌ民族、1人親家庭、婚外子、児童擁護施設で育った人など、多くのマイノリティにも関わる問題である。他の人権運動団体と、ともに取り組むことで、マイノリティの結婚差別問題の解決を目指すことが重要。

#### ⑤マイノリティとの連携した取り組み

今回の結婚相談所の問題は、部落出身者だけでなく、障がい者、在日外国人、女性差別、セクシャルマイノリティ、ハンセン病回復者・関係者、アイヌ民族、1人親家庭、婚外子、児童擁護施設で育った人など、多くのマイノリティにも関わる問題である。他の人権運動団体と、ともに取り組むことで、マイノリティの結婚差別問題の解決を目指すことが重要。

#### ⑤マイノリティとの連携した取り組み

今回の結婚相談所の問題は、部落出身者だけでなく、障がい者、在日外国人、女性差別、セクシャルマイノリティ、ハンセン病回復者・関係者、アイヌ民族、1人親家庭、婚外子、児童擁護施設で育った人など、多くのマイノリティにも関わる問題である。他の人権運動団体と、ともに取り組むことで、マイノリティの結婚差別問題の解決を目指すことが重要。